

WEEKLY NEWS 2013-2014年度 第2640地区 和歌山東南ロータリークラブ

週報 40号

通算 2092回



例会日：水曜日
 第1・第2:18:30～(夜) 第3・第4・第5:12:30～(昼)
 例会場：ルミエール華月殿 和歌山市屋形町 2-10
 事務局：〒640-8215 和歌山市橋丁 23
 サイバーリンクス N-4ビル 2階
 TEL 073-423-3666 FAX 073-423-7200
<http://www3.cypress.ne.jp/tonan-rotary.html>
 E-mail : a-rotary@coral.cypress.ne.jp
 会長：郷間博敏 幹事：奥村智子
 会報委員長：谷口 拓・副委員長：赤在依美



湯浅町の木 《なぎ》

本日の例会
 5月21日(水)
 12:30～華月殿

ロータリーソング：花になろう 鳥になろう
 行事：IDM発表④
 ロータリー情報・規定委員会

次回の例会
 5月28日(水)
 12:30～華月殿

行事：新入会員卓話①
 津田 泰孝会員
 山本 真司会員

先週例会報告

ゲスト・ビジターはございません。

会場監督 赤井 誠

会長挨拶

郷間 博敏 会長

先日(12日)和歌祭を久しぶりに見に行きまわりました。毎年5月第2日曜は初まきで行けなかったのですが、去年の例会で東照宮を訪問しこの階段を神輿が降りる姿を見たいと思い、初まきを1日繰り上げ行ってきました。あの急な階段を神輿が右に左に練りながら下ってきます。(後ろには2本のロープで引っ張られています)又、和歌浦漁港には今年から有料棧敷席が設けられ、仁坂県知事も座られ、観覧されていました。南RCの安井さん・木村屋の女将さんが大変活躍している姿が見えました。特別出演で知事も母衣(ほろ)を背負い回転されていました。和歌山大学の学生・留学生達も沢山参加されていたようです。他府県の祭りを見に行くことがあります、こんな素晴らしい祭りが地元にあるのに、和歌山市も市民や他府県の皆様にもっとアピール(広報)をして頂いて、大勢の皆様に見てもらいたいです。



幹事報告

奥村 智子 幹事

《 理事会報告 140416 》

- ①男性会員ジャケット作製の件。次年度に見送ることに決定。
 - ②慶弔用旗(総刺繍入垂れ旗)作製の件。
和歌山城南 RC の旗と同程度で作成することを承認。
 - ③熊本東南 RC 創立 30 周年記念式典祝い金の件。33名 50 万円で承認。
(参加会員 より会費として 10,000 円×32 名+姉妹クラブ委員会より 8 万円+親睦より 10 万円)
 - ④委員会名変更の件 新世代委員会⇒青少年奉仕委員会 承認。
(国際ロータリー2013年規定審議会決定報告書による 13-69 第五奉仕部門を改正する件)
- ・先週卓話にお越しいただきました岡本様よりお礼状が届いております。
各テーブルに1部ずつ置いてあります。お目通しください。
・リレー・フォー・ライフ・ジャパンよりイベントポスターが届いております。
例会場入口に貼っていますので、ご覧ください。



《委員会報告》

親睦委員会 委員長 溝落和作

今期、最終親睦夜間例会 を 6月27日(金) 18:30～、ルミエール華月殿にて開催いたします。会員の皆様・配偶者様、ご参加 よろしくお願い申し上げます。

	ニコニコ	米山奨学金	ロータリー財団	東南育英会	紀南災害義援BOX
累計	2,162,407	147,000	150,000	34,000	0

出席報告	出席者	出席率
会員総数	52名 5/14	36名 73.47%
出席免除会員	3名 4/23	40名 80.00%

郷間君・辻本先生 卓話 宜しくお願ひいたします。
 辻本君・本日 卓話させていただきます。
 津田君・今回 ゴルフで迷惑かけました。
 南君・C班 IDMの残りです。
 IDM B班・IDM B班の残金です。
 IDM E班・IDMのおつりです。
 IDM F班・IDMでしっかりと議論しました。



《ロータリーの10徳》

① 交流関係が広がる



《 委員会報告 》



○ 会長エレクト 坂口和男

次年度の社会奉仕活動として、7月27日(日)8:00~10:00に行われます「紀の川一斉清掃」に参加いたします。今から出欠を回覧させていただきます。会員皆様のご参加・ご協力よろしくお願ひいたします。



○ ゴルフ同好会 会長 宇治田堅三

先程、皆様に第6回東南会ゴルフコンペの組み合わせのくじを引いていただきました。入口に組を貼っていますので、お帰りに確認いただきますよう よろしくお願ひいたします。

会員卓話「家族法について」 辻本 圭三様



1 親族とは (民 725)

① 6親等内の血族 ② 配偶者 ③ 3親等内の姻族

2 相続の開始 死亡によって開始する (民 882)

3 相続人 ① 被相続人の子 (民 887, I)

⑦ 代襲相続人 (民 887, II) ⑧ 胎児 (民 886)

② 直系尊属及び兄弟姉妹 (民 889)

③ 配偶者 (民 890)

4 相続人の相続分 (民 900)

① 子と配偶者の場合

② 直系尊属と配偶者の場合

③ 兄弟姉妹と配偶者の場合

5 各自の相続分は平等 (民 900)

但し、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の2分の1とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の2分の1とする (民 900, IV)

①最高裁は、この規定を違憲と判断した (最判 h25. 9. 4)

②この判決を受けて、民法 900 条 4 項の一部が改正された

6 遺言 (民 960)

自筆証書遺言 (民 968), 公正証書遺言 (民 969), 秘密証書遺言 (民 970)

7 遺留分 (民 1028)

①直系尊属の場合は3分の1

②その他の場合 (子と配偶者) は2分の1

③兄弟姉妹にはない

8 遺留分減殺請求の期間 遺留分が侵害されたことを知ってから1年内 (民 1042)